

維持管理要領書

CHUEI OM II型

御施主様へ

- この度はCHUEI OM II型をお買いあげいただき、誠にありがとうございます。
- この「維持管理要領書」は、維持管理契約を結ばれました専門業者の方にお渡しください。

維持管理業者様へ（維持管理される方へ）

- この「維持管理要領書」をよくお読みいただき、正しい維持管理を行ってください。

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 安全のため必ずお守りください····· | 1 |
| 2. 維持管理および法定検査について····· | 3 |
| 3. 構造と機能の概要····· | 4 |
| 4. 保守点検について····· | 5 |
| 5. 清掃について····· | 13 |
| 6. アフターサービスについて····· | 15 |
| 7. 記録表····· | 17 |
| ● 保守点検記録表 | |
| ● 清掃記録表 | |



注意

維持管理要領書の本文に出てくる警告表示の部分は、
浄化槽の維持管理を行う前に注意深くお読みになり、
よく理解してください。

※いつでも使用できるように大切に保管してください

中衛工業株式会社

1. 安全のために必ずお守りください（取扱に関する注意）

この要領書で使われている表示マークには、次のような意味があります。表示と内容を必ずお読みになり、よく確認してください。

| | |
|---|---|
|  警告 | この表示の警告内容を無視して取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定されます。 |
|  注意 | この表示の警告内容を無視して取り扱いを誤った場合に使用者が障害を負う危険および物的損害※の発生が想定されます。 |

※ 物的損害とは家屋・家財および家畜・ペットに関わる拡大損害を示します。

1-1 注意事項

警告 1) 消毒剤による発火・爆発、有害ガス事故防止

①消毒剤は強力な酸化剤です。

消毒剤には、有機系の塩素剤と無機系の塩素剤の2種類があります。

これらと一緒に薬剤受け（薬筒）に入れないでください。

留意：有機（イソシアヌル酸）系の塩素剤には、商品名：ハイライト、ポンシロール、メルサン、マスター、ペースリッヂ、などがあります。

無機系の塩素剤には、商品名：ハイクロン、トヨクロン、南海クリヤーなどがあります。

②消毒剤の取扱に際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。

③消毒剤を破棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。

発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はごみ箱やごみ捨て場に絶対捨てないでください。

留意：消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、お読み下さい。

これらの注意を怠ると発火・爆発・有害ガスの生ずるおそれがあり、またこれらにより傷害を生ずるおそれがあります。

警告 2) 作業中の酸欠などの事故防止

槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全をたしかめてください。また、槽内で作業するときは必ず強制換気をおこなうこと。

このような注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の発生する恐れがあります。

警告 3) 感電・発火、巻き込まれ事故防止

①プロワ・制御盤の近く（50cm以内）には、ものを置かないでください。

②電気コードの上には、ものを置かないでください。

この注意を怠ると、感電・発火の生ずる恐れがあります。

警告 4) マンホール・点検口などからの転落・障害事故防止

①作業終了後、マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めて下さい。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。

②マンホール・点検口などのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

1-2 一般的留意事項

留意 ①コンセントの火災防止のため、つぎのことをおこなってください。

電源プラグは、ほこりが付着していないか確認し、がたつきのないように刃の根元まで確実に差し込んでください。

ほこりが付着したり、接続が不完全な場合には、感電や火災の生ずるおそれがあります。

留意 ②作業終了後、次の事項をおこなってください。

- 1) マンホール・点検口の蓋は必ず閉めて下さい。
- 2) 電源は入れて下さい。
- 3) ブロワ・制御盤の近く（50cm以内）にものを置かないで下さい。

留意 ③マンホール・点検口の枠及び蓋が鋳物または鋼製の場合には、定期的に錆を除去して塗装してください。

留意 ④保守点検の技術上の基準・清掃の技術上の基準などの諸法令及びメーカーの維持管理要領書を確実に守って維持管理してください。

留意 ⑤浄化槽に入る消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。

これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このために金属類を腐食するおそれがあります。

2. 維持管理および法定検査について

浄化槽管理者には、①使用開始の報告 ②使用開始前の保守点検 ③使用開始後は、環境省令で定める回数の保守点検、清掃のほか、使用に関する準則の遵守 ④使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に行う法定検査 ⑤毎年1回の法定検査 ⑥保守点検、清掃の記録の保存（3年間）が浄化槽法及び浄化槽法に基づく政省令により、定められています。

なお、通常の場合、保守点検や清掃は、管理者自らが行うことができない場合は、浄化槽法に定められている保守点検業者（または、浄化槽管理士）や浄化槽清掃業者に委託することができることになっています。

2-1 保守点検

保守点検とは「浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質等を調べ異常や故障を早期に発見し予防的処置を講ずる作業です。

保守点検は、環境省令で定める「保守点検の技術上の基準」および「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」にしたがって行わなければなりません。（浄化槽法第8条、第10条）

| 項目 | 時期および頻度 |
|------|---|
| 保守点検 | 浄化槽の使用開始直前 20人槽以下：開始後は、4カ月に1回以上 21～50人槽：開始後は、3カ月に1回以上 |

2-2 清掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」をいい、浄化槽の使用に伴い必ず発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。

清掃は、環境省令で定める「清掃の技術上の基準」および「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」にしたがって行わなければなりません。（浄化槽法第9条、第10条）

| 項目 | 時期および頻度 |
|----|---------|
| 清掃 | 1年に1回 |

2-3 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、都道府県知事の指定する検査機関（指定検査機関）により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられており、第1回目の検査は通常「7条検査」といわれ使用開始後3ヵ月を経過した日から5ヶ月の間に行うことになっております。（浄化槽法第7条）

2回目以降の検査は通常「11条検査」といわれ、その後毎年1回行うことになっております。（浄化槽法第11条）

| 項目 | 時期および頻度 |
|------|---|
| 法定検査 | 7条検査 浄化槽使用開始後3ヵ月を経過した日から 5ヶ月の間に実施 |
| | 11条検査 毎年1回 実施 |

3. 構造と機能の概要

処理方式：担体流動循環方式

処理性能：
放流水の BOD 20mg/L 以下
COD 30mg/L 以下
T-N 20mg/L 以下
SS 15mg/L 以下

①夾雑物除去槽

流入水中の大きな夾雑物、固体物、油脂を分離し汚泥を貯留します。

②嫌気ろ床槽

ろ材が充填されており、汚水が通過する際に、固体物を分離し、汚泥を貯留します。また、嫌気性微生物の働きにより、有機物の嫌気分解及び、酸化態窒素の脱窒を行います。

③担体流動槽

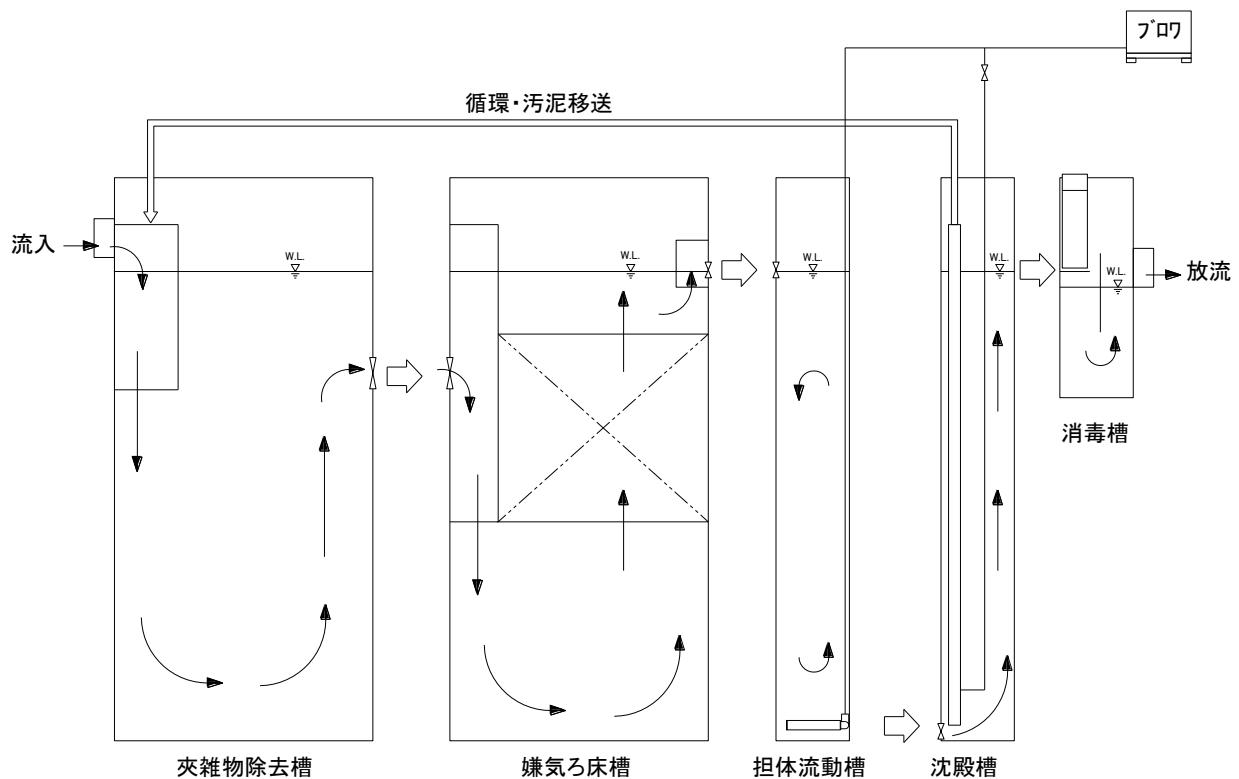
槽内に充填された担体に付着した微生物の働きにより、有機物の分解及び、アンモニア性窒素の硝化を行います。

④沈殿槽

担体流動槽から移送した処理水中の浮遊物質を沈殿分離し、清澄な上澄水を得るとともに、分離された汚泥を担体流動槽へ返送する。また槽内に設けられた循環ポンプにより、分離された汚泥を、夾雑物除去槽へ移送する。

⑤消毒槽

消毒剤により、処理水を消毒し放流します。



4. 保守点検について

4-1 使用開始前の点検確認と調整

通常の保守点検を行う前に、または使用開始直前に浄化槽の製造品質、施工、内部作動装置の機能等を点検確認することは、浄化槽の正常な運転のためにも、また保守点検・清掃作業に支障を生じさせないためにも極めて重要です。

(1) 浄化槽の設置状況の確認

1) 実施設と届出書類の照合

①設置された浄化槽と届出された浄化槽が同一であるかを申請書類等で照合確認してください。

2) 浄化槽周辺状況の確認

①本体、プロワ等が設置されている場所を観察し、保守点検及び清掃作業に支障がないかを確認してください。

②浄化槽のマンホール等より雨水の流入のおそれがないかを確認してください。

③浄化槽上部の利用状況について観察してください。特に上部が駐車場になっている場合は駐車場仕様になっているか設計図書等で確認してください。

④住宅の場合、風呂排水、台所排水が接続されていることを確認してください。

また、雨水配管が接続されていないことを確認してください。

3) 浄化槽内部の確認

①マンホールを開け、保守点検・清掃作業が容易かつ安全に行えるかを確認してください。

②槽が水平に施工されているか確認し、各槽の水位関係、流入管底、放流管底等が正常かを確認してください。

③目視により槽内壁、仕切板、各配管、他の内部設備に破損等がないかを確認してください。

④配管途中に空気もれがないか確認してください。

(2) 各単位装置の調整

各単位装置の調整は、「4-2 保守点検のポイント」を実施してください。

4-2 保守点検のポイント

以下に保守点検のポイントとして、保守点検の際に特に重要な確認・調整項目を記しますので、必ず実施してください。

(1) 担体流動槽のばっ気状況の確認

槽中央部から槽壁面に向かって水流が形成されます。ばっ気の盛り上がりが、前回点検時より極端に弱くなっている場合、あるいは循環水量が前回点検時より極端に増加している場合は、散気管の目詰まりが考えられますので、散気管の洗浄を行って下さい（6頁参照）。

(2) 循環水量の設定および確認

常時循環により、沈殿槽底部から、処理水及び固液分離した汚泥を夾雑物除去槽へ移送します。循環水量は、日平均汚水量（Q）の4倍を基本としていますので、水量を実測の上、バルブの調整を行って下さい。また、エアリフトポンプ及び移送管に生物膜が付着している場合は、除去して下さい（7頁参照）。

4-3 各単位装置の機能と構造、操作・調整方法

(1) 夾雜物除去槽

夾雜物除去槽から嫌気ろ床槽への移流口は、水面下に設けています。これは、高濃度で汚泥を貯留することができるスカムの形成を効率的に行うためです。

前述のとおり、夾雜物除去槽はスカムを効率的に形成させ汚泥を貯留する構造としているため、スカムが多量に発生しますが、異常な状態ではありません。

スカムが流入バッフルや仕切板を乗り越えている場合は、破碎し沈めて下さい。但し、堆積汚泥が多量に存在し、さらに、嫌気ろ床槽の汚泥貯留能力が限界に達している場合は、清掃を行って下さい。

(2) 嫌気ろ床槽

嫌気ろ床槽に設けている移流バッフル内には、移流口を水面下に設けているため水面付近に水の流れが無く、スカムが浮上することがあります、異常な状態ではありません。

スカムが移流バッフルを乗り越えている場合は、夾雜物除去槽の汚泥貯留能力に余裕がある場合は、スカムを柄杓等でくい夾雜物除去槽へ移送して下さい。夾雜物除去槽の汚泥貯留能力が限界に達している場合は、破碎し沈めて下さい。但し、嫌気ろ床槽の汚泥貯留能力が限界に達している場合は清掃を行って下さい。

嫌気ろ床槽では、被処理水がろ材の中を上昇流で通過する際に、嫌気処理が行われます。また、自然移送を行うための担体流動槽からの水流の影響で水面が多少揺れます、異常な状態ではありません。

(3) 担体流動槽

担体流動槽には、 $20^{\square} \times 20\text{mm}$ のスポンジ担体が充填されています。槽底部に設けた散気管から吐出する空気により旋回流が形成され、担体が流動し好気処理を行います。

担体は運転当初、浮上し流動しない場合がありますが、汚水の流入後1週間～1ヶ月程度で馴染み流動しますので異常な状態ではありません。但し、極端に流入水量が少ない場合は、全ての担体が流動する迄にそれ以上の期間を要する場合がありますが、水面下では一部の担体が流動し機能していますので、浄化槽の機能としては問題ありません。

(4) 散気装置ばっ気状況の確認

散気管は、担体流動槽の中央に設けていますので、槽中央部から槽壁面に向かって水流が形成されます。ばっ気の盛り上がりが、前回点検時より極端に弱くなっている場合、あるいは循環水量が前回点検時より極端に増加している場合は、散気管の目詰まりが考えられますので、下記要領で散気管の洗浄を行って下さい。

【 散気管の取り外し 】

- ① ユニオン継手を緩め、散気管をアームから取り外し引き上げる。
- ② 散気部（多孔質）に水を掛けながらブラシ等で洗浄し、目詰まりを解消させる。

【 散気管の取り付け 】

- ① 散気管をアームに取り付け、沈殿槽側の仕切板に沿って降ろし、左右に軽く振って底部の散気管受けに固定されたことを確認する。
- ② 散気管のユニオン継手を締める。

(5) 循環装置

1) 循環水量の調整方法、設定範囲

循環水量は、①日平均汚水量、②実使用人員、③人槽 の順に判断し、下記設定範囲内に調整して下さい。水量調整は、移送管の先端で実測して確認して下さい。

【循環水量の設定範囲】

| 処理対象人員(人) | 12 | 14 | 15 | 16 | 18 | 20 | 21 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 日平均汚水量 (m ³ /日) | 2.4 | 2.8 | 3.0 | 3.2 | 3.6 | 4.0 | 4.2 |
| 移送水量 (L/分) | 下限値 | 5.8 | 6.8 | 7.3 | 7.8 | 8.8 | 9.7 |
| | 上限値 | 7.5 | 8.8 | 9.4 | 10.0 | 11.3 | 12.5 |
| | 4Q | 6.7 | 7.8 | 8.3 | 8.9 | 10.0 | 11.1 |

| 処理対象人員(人) | 25 | 30 | 35 | 40 | 45 | 50 |
|----------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 日平均汚水量 (m ³ /日) | 5.0 | 6.0 | 7.0 | 8.0 | 9.0 | 10.0 |
| 移送水量 (L/分) | 下限値 | 12.2 | 14.6 | 17.0 | 19.4 | 21.9 |
| | 上限値 | 15.6 | 18.8 | 21.9 | 25.0 | 28.1 |
| | 4Q | 13.9 | 16.7 | 19.4 | 22.2 | 25.0 |

2) 点検、洗浄方法

循環水量が減少している場合は、移送管内に生物膜が付着していることによる影響が考えられますので、洗浄して下さい。洗浄は、水道水で洗いながらブラシ等を用いて付着物を除去して下さい。

(6) 沈殿槽

沈殿槽は、担体流動槽からの移流水に含まれるSSを沈殿分離します。沈殿分離したSSおよび酸化態窒素を含む処理水は、槽内に設けた循環装置により夾雑物除去槽へ移送します。

(7) 消毒槽

処理水を消毒剤に接触させることにより、環境衛生上支障のない水として放流します。

(8) 窒素除去機能の確認と調整

窒素除去は、硝化反応と脱窒反応が進行することにより行われます。処理水のアンモニア性窒素(NH₄-N)、硝酸性窒素(NO₃-N)、亜硝酸性窒素(NO₂-N)濃度を、試験紙やパックテスト等の簡易測定法で測定することにより各反応の状況を確認し、十分機能していない場合は調整します。尚、処理水の総窒素濃度(T-N)は、概ね NH₄-N と NO₃-N と NO₂-N の合計値になります。

・硝化反応が不十分な場合（処理水 T-N の多くが NH₄-N の場合）

- 1) 散気管の詰まりがないか確認（6 頁参照）
- 2) 清掃時期に達していないか確認（6 頁参照）
- 3) 循環水量が過多になっていないか確認（7 頁参照）
- 4) 流入負荷・水量が設計水量を大きく上回っている場合 → 風量アップを検討

・脱窒反応が不十分な場合（処理水 T-N が 20mg/L 以上で、多くが NO₃-N と NO₂-N の場合）

- 1) 循環水量が設定範囲内になっているか確認（7 頁参照） → 所定の水量になっている場合は、嫌気ろ床槽にシーディングの実施

4-4 トラブル時の対策

(1) 臭気対策

臭気の発生原因についてはいろいろ考えられますが、下記事項を参考にして対処して下さい。

- 応急対策として、マンホールにパッキン等でシールして下さい。
- 屋内に臭気が逆流している場合は、浄化槽までの配管経路の調査を行い、排水トラップが不備の場合はトラップを設けるなどして対処して下さい。
- 臭突管を設置して下さい（特に放流ポンプ槽を設けている場合）。
- 嫌気ろ床槽、担体流動槽へシーディングを行って下さい。

(2) 発泡対策

発泡現象は家庭用小型浄化槽の場合、使用開始当初に起こることが多いのですが、ほとんどの場合時間の経過とともに解消されます。

- 早期に効果が得られる対策としては、消泡剤を使用して下さい。
- 更に、嫌気ろ床槽、担体流動槽へシーディングを行って下さい。
- 洗剤が多量に流入している場合は、使用者に洗剤の使用量を一時的に減らしていただくようお願いして下さい。

(3) ミジンコ対策

担体流動槽での処理が順調に行われ、放流水質が良好な場合で、かつ流入BOD負荷が低い場合にミジンコ等の大型生物の大量発生が起こることがあります。この場合、生物膜の解体による、処理水質の悪化が起きことがあります。この対策として次の方法があります。

- 流入水量の少ない時間帯にプロワを1時間程度停止し、水面に浮いてきたところを目の細かい網でくい除去して下さい。
- プロワを停止し、ミジンコが浮いてきたところを0.3%程度の塩素水を少量散布します（有用な微生物を死滅させることのないよう、濃度と散布量に注意して下さい）。プロワを通常運転に戻します。

(4) 過負荷対策

設置した浄化槽の容量（人槽）に対して極端に流入水量が多い場合は、担体流動槽の溶存酸素量（DO）が不足し、生物処理に悪影響を及ぼすことがあります。担体流動槽の溶存酸素量が1.0mg/L以下の場合は、風量不足が考えられますので、プロワの増設を検討して下さい。

(5) 移流口の閉塞

・夾雑物除去槽の水位上昇

夾雑物除去槽と嫌気ろ床槽の移流口は前述の通り（6頁参照）、水面下に設けています。何らかの原因で閉塞した場合は、嫌気ろ床槽に設けている移流バッフルと仕切板の接合部をガイドにし、塩ビ管等を挿入します。塩ビ管に空気を送ることにより、閉塞を解消して下さい。

※ 夾雑物除去槽の水位が、嫌気ろ床槽に設けている移流バッフルの水位より明らかに高い場合、移流口の閉塞が考えられます。

・担体流動槽の水位上昇

担体流動槽と沈殿槽の移流口は隔壁の下部に設けています。何らかの原因で閉塞した場合は、担体流動槽の水位が上昇します。この場合は隔壁に沿って塩ビ管等を挿入し、塩ビ管に空気を送ることにより、閉塞を解消してください。

(6) 嫌気ろ床槽の閉塞

嫌気ろ床槽の水位と移流バッフルの水位を比較し、移流バッフル内の水位が明らかに高い場合は、ろ床の閉塞が考えられます。ろ床内に塩ビ管を挿入し、空気攪拌することにより閉塞を解消して下さい。槽底部に堆積した汚泥を攪拌すると臭気が発生しますので、塩ビ管の空気吐出口をろ床下端部より下にして空気攪拌しないで下さい。

4-5 各単位装置の点検項目と保守作業

●夾雜物除去槽

| 点検項目と方法 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|--------------------------|--------------------------|--|
| ① スカムの発生状況 目視及び透明管による | ・スカムが流入バッフルや仕切板を乗り越えている。 | ・スカムを破碎し沈降させる。 ・嫌気ろ床槽の汚泥貯留能力が限界に達している場合は、清掃を行う。 |
| ② 汚泥の堆積状況 透明管による | ・移流口下端開口部付近まで堆積している。 | ・嫌気ろ床槽の汚泥堆積状況を確認し、清掃の必要性を判断し、必要な場合は清掃を実施する。 |
| ③ 流入管 目視による | ・閉塞している。 | ・異物を除去する。 ・異物を投入しないよう、使用上の注意事項を徹底する。 |
| ④ 臭気 | ・浄化槽から著しい臭気がある。 | ・マンホールにパッキン等でシールする他、臭気対策を行う。 |
| ⑤ 害虫の発生状況 目視による | ・著しく発生している。 | ・殺虫剤により駆除し、防虫プレートをいれる。 |
| ⑥ 油脂の流入 目視による | ・油脂が多量に浮いている。 | ・油脂類を多量に流入させないよう使用上の注意事項を徹底する。 |
| ⑦ 異物の流入 目視による | ・衛生用品や紙おむつなどが槽内に存在する。 | ・異物を投入しないよう、使用上の注意事項を徹底する。 |

●嫌気ろ床槽

| 点検項目と方法 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|--------------------------|------------------------------|---|
| ① スカムの発生状況 目視及び透明管による | ・移流バッフル内のスカムが移流バッフルを乗り越えている。 | ・スカムをひしゃく等ですくい取り夾雜物除去槽へ移す。 ・夾雜物除去槽の汚泥貯留能力に余裕が無い場合は、スカムを破碎し沈降させる。 ・汚泥の堆積状況を確認し、清掃の必要性を判断し、必要な場合は清掃を実施する。 |
| ② 汚泥の堆積状況 透明管による | ・移流バッフル下端開口部付近まで堆積している。 | ・夾雜物除去槽、嫌気ろ床槽とも汚泥貯留能力が限界に達している場合は、清掃を行う。 |
| ③ ろ床の閉塞 目視による | ・流入、放流が無いにも関わらず水位の上昇が見られる。 | ・ろ床に直接、あるいは移流バッフルから塩ビ管等を差し込み、ろ床内をばっ氣し、閉塞を解消させる。 ・夾雜物除去槽、嫌気ろ床槽とも汚泥貯留能力が限界に達している場合は、清掃を行う。 |

●担体流動槽

| 点検項目と方法 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|-------------------------------|--|---|
| ① 発泡の状態 目視による | ・著しく発泡している。 | ・消泡剤を使用する。 |
| ② 散気の状況 (担体の流動状況) 目視による | ・ばっ氣による盛り上がりが、以前より弱くなっている。 (担体が停滞している。) | ・空気配管途中の空気漏れの確認 ・プロワの点検 ・散気管の目詰まりの確認・洗浄 |
| ③ 溶存酸素 (DO) の測定 DO 計 | ・溶存酸素が 1.0mg/L 未満 | ・空気配管途中の空気漏れの確認 ・プロワの点検 ・散気管の目詰まりの確認・洗浄 ・過負荷対策 |
| ④ 点検口の開閉の確認 目視による | ・点検口(フタ)が開いている。 | ・測定後は必ず、点検口を閉める。 |

●沈殿槽

| 点検項目と方法 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|---------------------|--|---|
| ① スカムの発生状況 目視による | ・スカムが多量に発生している。 | ・エアリフトポンプの稼働状況(循環水量)を確認し、設定範囲内に調整する。 ・エアリフトポンプの調整バルブを開き、沈殿槽底部に堆積している汚泥を移送する。処置後はバルブを元の開度に戻す。 |
| ② 汚泥の堆積状況 透明管による | ・汚泥が多量に堆積している。 | ・循環装置の稼働状況(循環水量)を確認し、設定範囲内に調整する。 ・循環装置あるいは自給式ポンプ等により、堆積汚泥を夾雑物除去槽へ移送する。 |
| ③ 循環水量の調整 実測による | ・循環水量が、設定の範囲外。 ・エアリフトポンプの管内および移送管内に生物膜が多量に付着している。 | ・循環バルブを操作し、循環水量を設定の範囲内に調整する。 ・ブラシ等を用いて洗浄し、生物膜を除去する。 |

●消毒槽

| 点検項目と方法 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|---------------------------|--|---|
| ① 消毒剤の有無 目視による | ・所定量入っていない。 ・消毒剤の減りが早い。 ・消毒剤が減っていない。 | ・消毒剤を補充する。 ・消毒槽内の残留塩素濃度から判断し、消毒剤の溶解量を調整する。 |
| ② 残留塩素の測定 比色法による | ・検出されない。 | ・消毒剤の溶解量を調整する。 |
| ③ 槽壁の生物膜の確認 目視による | ・厚さ 5mm 以上の肥大した生物膜がある。 | ・ブラシ等で生物膜を除去する。 |
| ④ 沈殿物およびスカムの状況確認 目視による | ・沈殿物、スカムがあり、放流水に濁りが認められる。 | ・消毒槽内を清掃する。 |

●プロワ

| 点検項目 | 点検の結果 | 保守作業及び対策 |
|--------------|--------------|---|
| ① エアフィルタの点検 | ・汚れ、目詰まりがある。 | ・保守点検時には必ず掃除する。 ・1年毎を目処に、交換する。 |
| ② 配管接続部の空気漏れ | ・空気が漏れている。 | ・空気配管にホースを十分差し込み、 ホースバンドを付け直す等の、修 理を行う。 |
| ③ 音、振動の確認 | ・異常な音、振動がある。 | ・設置状態の確認を行い、全ての脚 が確実に接地するようにする。 |

5. 清掃について

5-1 清掃時期の目安

浄化槽の清掃は毎年1回、更には、1年以内であっても保守点検の結果により、必要と判断される場合に行います。清掃が必要と判断される目安として、以下のような状態があります。

- ① 夾雜物除去槽と嫌気ろ床槽のスカムおよび堆積汚泥が、9 頁に記載の状態に達し、保守作業及び対策を講じても、汚泥貯留能力に限界を来していると判断されるとき。
- ② 嫌気ろ床槽流出水の浮遊物質濃度が著しく高くなり、多量の汚泥が担体流動槽へ流出し、担体流動槽の機能に支障が生ずるおそれがあると認められたとき。
- ③ 担体流動槽内に多量の浮遊物質が発生し、汚泥の移送作業を行っても減少しないとき。
- ④ 微生物に対して毒性を有する物質の流入が認められ、生物処理が困難と認められるとき。

5-2 清掃の作業手順

(1) はじめに

- ① マンホールを取り外す。
- ② ブロワを停止する。
- ③ 薬剤筒を引き上げる。

(2) 嫌気ろ床槽 【汚泥・スカムの引き出しは全量とする】

- ① 嫌気ろ床槽のスカムを、破碎しながら引き出して下さい。
- ② ろ床上部の汚泥を、引き出して下さい。
- ③ 嫌気ろ床槽の清掃孔にホースを挿入し、上部のスカムを破碎しながら引き出して下さい。
- ④ そのまま、槽底部にホースを挿入し、圧力水でろ床および槽壁を洗浄しながら汚泥を全量引き出して下さい。



注意

必ず、嫌気ろ床槽の汚泥を上記の手順で先に引き出して下さい。

夾雜物除去槽の汚泥を先に引き出すと、嫌気ろ床槽の水位も同時に低下し、スカムやろ床上部の汚泥がろ床内に入り込み、閉塞の原因となることがあります。

(3) 夾雜物除去槽 【汚泥・スカムの引き出しは全量とする】

- ① 夾雜物除去槽のスカムを、破碎しながら引き出して下さい。
- ② 槽底部にホースを挿入し、圧力水で槽壁および流入バッフルを洗浄しながら汚泥を全量引き出して下さい。
- ③ その際、仕切板にある開口部（移流口）も、嫌気ろ床槽の清掃孔から確認しながら、圧力水で洗浄して下さい。
- ④ 清掃後、夾雜物除去槽・嫌気ろ床槽とも、速やかに水道水等で所定の水位まで水張りを行って下さい。

(4) 担体流動槽

●担体流動槽は、決してサクションホースを挿入して引き抜き作業を行わないで下さい。

●槽内の浮遊物質量が著しく多い場合等、清掃が必要な場合は、沈殿槽にホースを挿入し引き出し作業を行って下さい。ブロワ停止後 15~30 分間静置し浮遊物質を沈降させることにより、効率的に清掃を行うことができます。

(5) 沈殿槽

- スカムがあればスカムを引き出して下さい。
- 底部に汚泥があれば汚泥を引き出して下さい。

(6) 消毒槽

●汚泥、スカム等があれば引き出して下さい。

(7) 薬剤筒

●ブラシで洗い、スケール等の付着物を除去して下さい。薬剤を必要に応じて充填し、正常位置に真っ直ぐに取り付けて下さい。

(8) すべての作業終了後

- ① 各槽が所定の水位になっていることを確認して下さい。
- ② プロワを始動して下さい。
- ③ ばっ気状態を確認して下さい。

6. アフターサービスについて

6-1 保証期間と保証の範囲

(1) 保証期間

- ① 槽本体：使用開始日より3カ年
- ② プロワ：使用開始日より1カ年

(2) 保証の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保証期間中であっても有償と致します。

- ① 消耗部品（消毒剤、プロワのピストン、ダイアフラム、フィルターなど）
- ② 適切な維持管理契約がなされていない時
- ③ 適切な工事がなされていない時
- ④ 改造や不適切な修理による故障または損傷
- ⑤ 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
- ⑥ 重車両の通行・振動による故障または破損
- ⑦ 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- ⑧ その他取扱いが不適当であった場合

(3) 保証期間後のサービス

保証期間後の故障で、弊社の責任と認められた場合は無償で修理します。他の場合は有償とします。

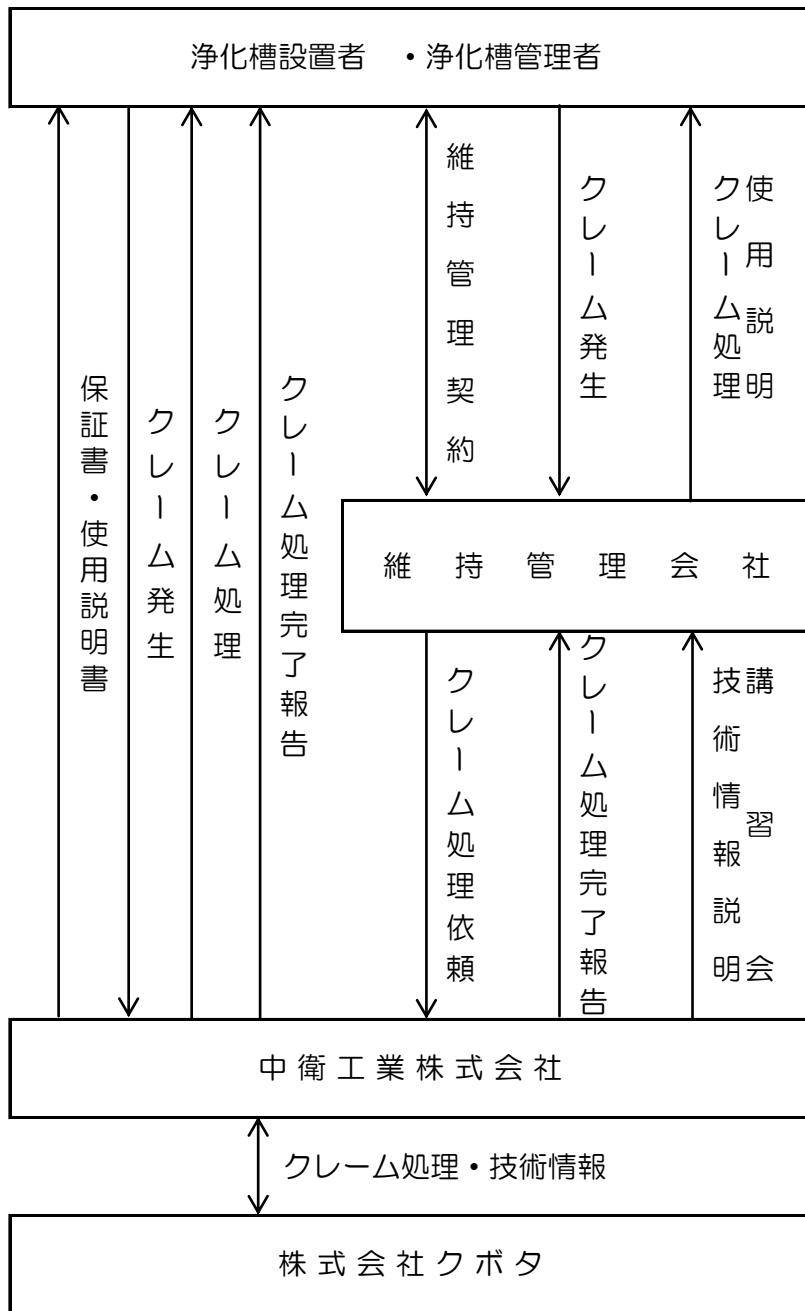
6-2 定期交換部品

性能を維持するため下記部品は定期的に交換または補充するようになります。

| 場所 | 部品名 | 頻度(目安) |
|-----------|--------|----------------------|
| プロワ定期交換部品 | フィルター | 4ヶ月毎点検 1年を目処に適宜交換 |
| | ピストン | 2年に1回を目処に適宜交換 |
| | ダイアフラム | 1年に1回を目処に適宜交換 |
| 浄化槽 | 消毒剤 | 4ヶ月に1回補充 |

※当社では、担体の保証期間：3年、耐用年数は通常の使用状態では10年以上としています。
担体の交換及びその検討をされる場合は当社までご連絡下さい（保証期間後は有償です）。

6-3 サービス体制



6-4 部品の購入およびクレームについて

部品の購入およびクレームについては、販売工事店を通じて、または最寄りの弊社営業窓口まで連絡下さい。

CHUE I OMⅡ型 清掃記録票

| |
|----|
| 検印 |
|----|

| | | | | | |
|---------------------|--------------|------|-----------------------------|---------------------------------|----------------|
| 施設名称(使用者名) | | | 建築物用途 | | |
| 浄化槽管理者 | 名称 | | 浄化槽の型式 : OMⅡ一型 | | |
| | 住所 | | 処理方式 : 担体流動循環方式 | | |
| 清掃業者 | 名称 | | 清掃業者の担当者 | | |
| | 住所 | | | | |
| | 電話 | | | | |
| 前回の清掃実施日 | 年月日 | | 清掃箇所 | 槽容量に対する | |
| 清掃実施日時 | 年月日 : ~ : | | | 清掃汚泥量 | 張り水量 |
| 処理対象人員(人槽) | | | 人 | 夾雑物除去槽 % % | |
| 計画日平均汚水量 | | | m ³ /日 | 嫌気ろ床槽 % % | |
| 槽内に入って清掃作業を行う必要性 | | | 有・無 | (清掃は処理水槽側から) % % | |
| 酸素濃度の確認 | | | 適・不適 | 沈殿槽 % % | |
| 硫化水素濃度の確認 | | | 適・不適 | 消毒槽 % % | |
| 原水ポンプ槽の有無 | | | 有・無 | 原水ポンプ槽 % % | |
| 油脂分離槽の有無 | | | 有・無 | 油脂分離槽 % % | |
| 放流ポンプ槽の有無 | | | 有・無 | 放流ポンプ槽 % % | |
| 異常な振動の有無 | | | 有・無 | その他() % % | |
| 異常な騒音の有無 | | | 有・無 | 清掃汚泥量 | m ³ |
| 異常な臭気の有無 | | | 有・無 | 汚泥濃縮車・脱水車の場合の搬出量 m ³ | |
| 使用車両 | バキューム車 | トン車台 | 管渠の洗浄(方法) 無・有(水道水・高圧洗浄・その他) | | |
| | 汚泥濃縮車 | トン車台 | 内部設備の変形・破損・漏水 無・変形・破損・漏水 | | |
| | 汚泥脱水車 | トン車台 | 異物等の流入の有無 有・無 | | |
| 特記事項(内部設備の変形破損の状況等) | | | | | |

お問い合わせ、ご相談は最寄りの営業窓口へご連絡ください。

本 社 〒457-0021 名古屋市南区鶴里町3-11
TEL 052-811-8111 FAX 052-811-8311

岐阜支店 〒500-8353 岐阜県岐阜市六条南3-6-9
TEL 058-274-8881 FAX 058-274-8860

2016年6月 作成